

兵庫県公報

平成29年7月12日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果	1

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成29年7月11日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成29年7月12日

兵庫県監査委員

平野正幸
内藤兵衛
石井秀武
藤川泰延

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成29年5月12日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、川西市一庫3丁目26番2号 中西敏夫から提出された。

2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

(i) 阪神北県民局宝塚土木事務所（以下「宝塚土木」という。）は、川西市平野の国道173号敷地（法面）を違法に掘削した者がいたため、道路の崩落の防止等のための緊急小規模道路工事（擁壁設置工事。以下「本件工事」という。）を施行したが、これは本来原因者が施行するべきもので、県による工事費支出は違法である。また、工事内容に水道パイプ工事等の不必要なものが含まれている点でも違法である。【請求事項1】

(ii) また、本件工事が緊急を要するため県が施行しなければならないものであったとしても、原因者に対して所要の工事費を請求しないのは違法である。【請求事項2】

イ 求める措置の内容

アにより県が被った損害を補填するために必要な措置を求める。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成29年5月12日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

平成29年6月19日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ(自治法第242条第6項)、請求人から、おおむね次のとおり陳述があり、同日までに、別記2の文書の提出があった。

なお、請求人の主張は多岐にわたるが、その概要は次のとおりである。

(1) 川西市平野の本件工事の現場周辺は、国道173号ができた当時の周辺地権者との経緯から、国道の道路面から一段下がったところに沿道の宅地があり、そこに建物が建てられている。道路から宅地に下がる場所には、道路の法面がある。

(2) 本件工事の現場である国道敷地についても、平成28年1月までは、法面の上に、簡易なモルタル敷きの階段があったり、道路と宅地との高低差をなくすため道路から建物2階部分へ向けて橋が架けてあったり、この橋の下に柵や木の扉を設置した簡易な物置スペースがあったりしたが、きっちり法面は存在していた。

(3) 平成27年に本件工事の現場前の国道173号沿道の土地建物(以下「本件物件」という。)を購入したXは、この本件物件前の国道法面に平成28年1月以降に重機を入れ、許可なく掘削した。これは道路法(昭和27年法律第180号)第43条違反の道路損傷行為であり、新たな不法占用でもあるので、請求人はこのことを、同月17日か18日頃に、宝塚土木に匿名で通報した。

請求人はこの通報で宝塚土木が適正に対応するものと安心していましたが、その後もXは工事を継続し、掘削でできたスペースに生コンクリートを流し込んで土間を形成し部屋を作る状態になったので、再度、同年2月半ばに宝塚土木に匿名で通報した。

(4) しかし、宝塚土木も指導はしたと思うが、Xはその後も行為を継続した。

宝塚土木は、請求人の通報内容を公文書に記録せず、国道173号を毎日巡回しているのにXの行為を黙認し、Xの不法占用の実態を現場に入って調査したり、記録したりもしていない。中には記録したものもあるが、日付がおかしい。また、この問題について、平成28年4月の人事異動に際し引継ぎもされておらず、新たな担当者はこの問題について知らなかった。本庁の道路保全課に相談しても対応してもらえなかった。

(5) 宝塚土木は、Xが法面を掘削した箇所に擁壁を設置する本件工事を行ったが、工事完了後、Xは、本件工事で設置された擁壁と本件物件との間の国道敷地(法面であった部分)にらせん階段や飲食店舗を設置している。これは、道路法第32条の要件に適合せず占用許可をすることのできないもので、悪質な不法占用である。国道法面を違法に掘削している点でも、著しく悪質である。

宝塚土木は、Xがこのように不法占用を継続することを分かった上で本件工事を行っている。特に邪魔にならないところなので排除できないという考え方である。この擁壁の位置だとXが法面を掘削して作ったスペースをわざわざXのために残しているような状態となっているし、Xが引き込んだ水道管及び汚水管を簡単に撤去できるのに撤去せずに残す等、宝塚土木は、本件工事の積算、設計においてXの行為を黙認している。

(6) 宝塚土木は、本件工事が平成28年3月26日で完了していると言っているが、本件工事は、3月末までには終わっていない。

請求人は、本件工事を請け負った業者が川西市一庫で別の工事をしていたとき、その従業員に、「工事は5月の連休までかかっていたよね、工事の立米数からだいたい500から600万円かかっていたよね」と聞いている。

また、請求人とXとの間でトラブルがあり、請求人が警察の立会いの下にその件の現場へ行ったのが同月29日で、その際Xが(工事を)「早よせい、早よせい」と言っていたので、工事が3月末で終わっていることはない。

(7) 宝塚土木は、平成28年4月以降、Xへ不法占用物件の除却を求める勧告書を送付して郵便が返送されるということがあったり、本件工事を要することとなった原因者がXであることを同人に対して述べるなど、対応はしているが、実質的にはXの行為を黙認している。

完璧に強制撤去ができないまでも、再三、注意するべきであるが、宝塚土木は、月2回指導に行くという話をしておきながら、全然行っていない。

最終的に国道173号の整備を行う際に撤去するという話であるが、平成27年夏に地元の反対があって、当面そのような整備の機会はない。そのことは、Xも分かっている。

沿道にはほかにも、自動車等を止めたり物が置かれたりといった不法占用はあるが、国道敷地を掘削したりはしていないし、許可はなくても道路法第32条の占用許可の要件には合致しているものもある。

国道法面を掘削して店舗を設置するなど飛び抜けて悪いXの不法占用とは異なる。宝塚土木が、Xの不法占用を排除するのであれば他の不法占用も全て整理しなければならないと考えているのであれば、少し違うと思う。

2 執行機関の陳述の要旨

平成29年6月19日に執行機関の陳述（自治法第242条第7項）を実施したところ、阪神北県民局からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 道路を損傷した行為等により必要を生じた工事に係る道路法の定め

ア 工事原因者に対する工事施行命令

道路法第22条第1項は、道路管理者は、道路を損傷した行為等により必要を生じた道路に関する工事を原因者に施行させることができる旨定めている。

道路の復旧工事は、原則として道路管理者が行い、復旧に要した費用を原因者に負担納入させるものであるが、①復旧工事を原因者に行わせても道路管理上支障のないとき、②原因者が早期確実に復旧する見込みのあるときは、原因者に行わせることも可能である旨を定めたものと解されている。

イ 原因者負担金

道路法第58条第1項は、道路管理者は、道路を損傷した行為等により必要を生じた道路に関する工事の費用について、その必要を生じた限度において、当該行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨を定めている。

道路に関する費用は、道路管理者が負担するのが原則であるが、道路を損傷した行為等により必要を生じた工事の費用については、公平の観点から、当該必要を生じさせた者に対し、必要を生じた限度において、費用負担をさせることとしたものと解されている。

(2) 県が本件工事をを行うまでの経緯

ア 平成28年1月18日、川西市平野の国道173号の道路区域内において、沿道の土地建物（本件物件）の新しい所有者が無断で工事を行っている旨の匿名の通報があった。翌日の道路パトロールの際にこの通報内容を確認し、当該箇所ですり抜きなく工事が行われていることを把握した。

その後、法務局で本件物件の所有者がXであることを確認の上、同月26日から現場調査やXの自宅訪問などを行ったが、X本人と面会することはできなかった。

同月28日には、川西警察署に立会依頼し、一緒に現地調査を行った。その際、現場作業員に施主であるXに電話連絡をさせ、Xを宝塚土木へ呼び出した。

同日17時頃、Xが来庁し、①当該箇所が道路区域内であること、②道路が崩れるおそれがあり、安全対策をしないと危険であること、③安全対策がきちんとできる土木業者を至急決めて、その業者から宝塚土木に直接連絡させてほしいこと、④現場の安全対策が最優先であることを指導した。

イ その後、Xから連絡がなかったため、宝塚土木から連絡し、平成28年2月5日に、X同行で現地調査を行った。

その場で、Xに対し、非常に危険な状態であり、このままでは安全が確保できないことを説明したが、Xは本件物件の前所有者が使っていた状態のままであることを主張するとともに、かえって、一連の工事を土木関係の仕事をしている身内が行っているので問題はない旨を主張するなど、全く話が通じない状況であったので、これ以上勝手に工事を行わないよう指示した。

ウ 一連の経緯等を踏まえ、Xには専門業者に依頼して適正な復旧を行う意思がなく、Xに復旧工事を行わせることとした場合、安全かつ適正な道路の復旧工事が担保できないと判断された。また、現場について、Xが本件物件の前所有者が使っていた状態のままであると主張していたこと、当時はXが掘削行為を行う前の状態がまだ十分に判明していなかったこと等から、その時点では、Xが原因者であることの特定も十分ではなかった。

このため、宝塚土木は平成28年2月16日に協議を行い、このまま長期化すると道路崩落のおそれがあることから、歩行者等の安全確保を最優先して、県が緊急的に歩道補強擁壁工事（本件工事）を行うことを決定した。

エ 平成28年2月18日には、平成27年度下半期の国道173号他緊急小規模道路工事契約の契約業者（以下「契約業者」という。）に作業指示を行った。その後、契約業者と現場で工法等についての作業打合せを行い、工事内容を決めて、平成28年3月9日に本件工事を着工し、最終的に同月26日に完了している。

なお、請求人は、本件工事が同年5月まで行われていたという趣旨の主張をしているが、本件工事は、工事報告書どおり同年3月26日に完了している。契約業者から聴取り調査を行ったが、契約業者において、同日後に何らかの作業を行ったという事実もない旨を確認している。

オ 本件工事後、平成28年7月14日及び28日には、Xに対し、本件工書の費用を請求する方向で検討している旨を伝えている。

また、Xが本件物件前の道路区域を不法占有していることに関し、宝塚土木としては、Xに対し、道路区域の使用を認めない旨繰り返し伝え、不法占有を解消するよう再三指導しているし、決して、国有地の不法占有を容認しているということはない。

(3) 本件工事について

ア 本件工事の概要

(7) 現場は、本件物件を含む沿道の建物敷地が国道より約2.5メートル程度低い位置にあり、ちょうど沿道建物の2階と国道が同じくらいの高さとなっている。双方の高低差の間に国道法面の斜面があったが、おそらくXが本件物件側の高さの地面を拡大するため、その法面を歩道付近まで削り取ってしまったものと考えられる。また、Xが法面を削り取ったことにより、許可を受けた道路占用物件として法面の下に埋設されていた西日本電信電話株式会社の配管（以下「NTT管路」という。）がむき出しになってしまっている状態であった。

(4) このため、本件工事は、Xによりほぼ全て削られた法面を元どおりに復元設置するよりも、掘削断面付近に擁壁を設置した方が早期かつ合理的に安全対策を講じることができるため、掘削断面付近にコンクリート擁壁を設置する等により、当該掘削断面から土砂が崩れ、歩道が崩落するのを防止することを目的として施行した。なお、この工事の中でNTT管路の保護も適切な工法により併せて実施している。

イ 本件工事の費用の内訳

(7) 本件工事の費用については、平成28年5月12日に、平成27年度下半期の国道173号他緊急小規模道路工事契約に係る他の作業分と併せて、13,530,240円を契約業者に支払った。このうち、3,575,880円が本件工事に係る費用となっている。

費用の内訳は、直接工事費として作業員の労務費のほか、資材費として生コンクリート、アスファルト合材、異形棒鋼（鉄筋）、H型鋼、キーストンプレート、スタイロフォームの費用、機械運転費として、ダンプトラック、発動発電機、生コンクリート圧送車の費用、処分費、その他、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等となっており、アの本件工事の目的から所要の費用を適正に計上している。

(4) 請求人が主張する水道パイプ工事等の費用は、本件工事に係る費用の支出には含まれていない。

なお、この点に関しては、契約業者から、「新たに給水管等を引くような工事は行っていないが、NTT管路付近にあった既設の給水管、汚水管について、強制的に撤去することもできなかったため、現場作業員の判断で、NTT管路の保護のための埋戻し工事で埋まってしまう管の長さを少し継ぎ足すといった軽易な現場対応は行った」と聞いている。ただし、これは、本件工事の内容として宝塚土木の指示により行われたものではなく、実施につき事前に宝塚土木へ相談があったものでもない。また、前述のとおり、当該作業の費用は本件工事に係る費用の内訳に計上されていない。

(4) 原因者に対する費用負担命令について

ア 道路法第58条第1項の規定に基づき、Xへの費用負担命令は、平成29年6月16日付けで行った。この費用負担命令は、県が支払った本件工事に係る費用3,575,880円全額を負担させる内容である。

イ アの3,575,880円のほか、本件工事に係る費用は支出しておらず、Xに負担させるべき費用は、同額のほかにはない。

ウ 当該事案については、Xから審査請求等が行われることも想定し、費用負担命令の要件等について慎重に検討を重ねていたこと、また、宝塚土木では様々な事案を抱えていたため、それらに順々に対処していたことから、これまで費用負担命令ができていなかったが、Xに対しては、今までも面談時に、工事費用を請求する方向で検討している旨は繰り返し伝えてきたところであり、今後、当該費用の早期回収に努めていく。

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為（公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。以下同じ。）を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならない（平成2年6月5日最高裁判所判決）ところ、請求人が請求書及び事実証明書において特定したと判断できる次の事項を対象とした。

- (1) 本件工事に係る工事費用の支出（平成27年度下半期の国道173号他緊急小規模道路工事契約に基づく工事費用に係る13,530,240円の支出のうち本件工事に係る部分である3,575,880円の支出。以下「本件支出」という。）〔請求事項1関係〕
- (2) 本件工事に関し原因者にその必要を生じた限度において費用を負担させることを怠る事実（公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実）〔請求事項2関係〕

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求のうち、請求事項1（前記第3の(1)）に係る部分については理由のないものと、請求事項2（前記第3の(2)）に係る部分については請求の利益が失われているものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、陳述時まで提出された証拠資料（別記2）、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

- (1) 道路を損傷した行為等により必要を生じた工事に係る道路法の定め

ア 工事原因者に対する工事施行命令

- (7) 道路管理者は、道路を損傷した行為等により必要を生じた道路に関する工事を行為者に施行させることができる（道路法第22条第1項）。
- (4) 当該規定は、道路の復旧工事は原則として道路管理者が行い（道路法第42条）、復旧に要した費用を原因者に負担納入させる（道路法第58条第1項）ところ、復旧工事を原因者に行わせても道路管理上支障のないとき、原因者が早期確実に復旧する見込みのあるときは、原因者に行わせることができる旨を定めたものと解される（道路補修課長から各土木事務所長宛てに発出された昭和46年6月8日付け事務連絡「道路損傷汚損行為復旧事務取扱要綱案及び同施行通達案について」）。

イ 原因者負担金

- (7) 道路管理者は、道路を損傷した行為等により必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、当該行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする（道路法第58条第1項）。
- (4) 当該規定は、道路に関する費用は道路管理者が負担するのが原則であるが、道路を損傷した行為等により道路維持費用を支出する必要がある場合には、公平の観点から、当該必要性を生じさせた者に対し、必要を生じた限度において、費用負担をさせることとしたものと解される。そして、原因者に対して費用負担を求めるべきか否か、求めるとして幾らの費用負担をさせるのが公平かという判断は、処分行政庁の合理的裁量に委ねるのが道路法の趣旨と解される（平成23年10月21日神戸地方裁判所判決及びその控訴審平成24年3月7日大阪高等裁判所判決）。

- (2) 本件工事の経緯

ア 平成28年1月18日、川西市平野の国道173号の道路区域（国有地）内において、沿道の本件物件の所有者が無断で工事を行っている旨、宝塚土木に匿名の通報電話があった。宝塚土木は、翌日のパトロールの際に通報内容を確認し、本件物件前で許可なく工事が行われていることを把握した。

イ 宝塚土木は、法務局で本件物件の所有者を確認しXであることを特定した上で、平成28年1月26日、現地調査を行った。Xは現場におらず、接触できず。

ウ 平成28年1月28日、宝塚土木は、川西警察署の警察官立会いの下に現地調査を行った。また、宝塚土木の呼出しにより同日来庁したXに対し、当該箇所が道路区域内であること、安全対策をしなければ危険であること、専門の土木業者に依頼の上、業者から宝塚土木へ連絡させること等を指導した。

エ 平成28年2月5日、宝塚土木は、X同行の上で更なる現地調査を行い、国道が危険な状態にあり、

このままでは安全が確保できないことを説明したが、Xは理解を示すことはなかった。

オ Xに適正な復旧工事を行う意思がないこと、Xに復旧工事をさせた場合安全かつ適正な道路の復旧が担保できないと判断したこと等から、県において本件工事を施行する旨方針決定の上、平成27年度下半期の国道173号他緊急小規模道路工事契約（単価契約）によって本件工事を施行することとし、平成28年2月18日、契約業者に対し、作業指示を行った。

その後、同年2月下旬から3月上旬までの間に、現場において契約業者と工法について数回打合せを行い、工法を決定した。

カ 平成28年3月9日、本件工事に着手し、同月26日、本件工事が完了した。

キ 平成28年5月12日、県（阪神北県民局）は、平成27年度下半期の国道173号他緊急小規模道路工事契約に係る請負代金13,530,240円を支出した（うち3,575,880円が本件支出である。）。

(3) 本件工事のために要した費用

ア 本件工事の概要

(7) 現場付近は、沿道の建物敷地が国道よりも2.5メートル程度低い位置にあり、その高低差の間に国道法面（斜面）があったが、本件工事前において、本件物件前の国道法面が歩道付近の道路端近くまで削られほぼ全て撤去された状態となっており、歩道端付近から垂直に近い段差となっていた。また、法面が撤去されたことにより、元々は法面の下に国道と並行して埋設されていたNTT管路がむき出しになっている状態となっていた。

(4) このような現場の状況を踏まえ、本件工事は、①段差となっている掘削断面付近にコンクリート擁壁を設置する等により、当該箇所から土砂が崩落・流出し歩道が崩落するのを防止すること（法面を再度元どおりに復元設置するよりも、段差となっている掘削断面付近に擁壁を設置した方が早期かつ合理的に安全対策を講じることができると見られる）、②NTT管路を保護する目的で埋戻し工事を行うことを内容として施行された。

イ 本件工事に係る費用

本件工事に係る工事費用は3,575,880円であり、その内訳として含まれるのは、直接工事費として作業員の労務費、資材費（生コンクリート、アスファルト合材、異形棒鋼（鉄筋）、H型鋼、キーストンプレート（鋼板）、スタイロフォーム（NTT管路の保護材）の費用）、機械運転費（ダンプトラック、発動発電機、生コンクリート圧送車の費用）及び処分費（コンクリート殻）のほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税相当額である。

本件工事に係る工事報告書その他の書類を確認するとともに、平成28年1月以後の契約業者に対する支出を確認したが、請求人が主張する水道パイプ工事等に係る費用の支出や、同年3月27日以後における本件工事又はこれと同一箇所での工事に関する支出と疑われるものは見受けられなかった。

(4) 原因者に対する費用負担命令

平成29年6月16日、阪神北県民局長は、本件工事はXが道路（国道法面）を損壊した行為により必要を生じたものであることから、原因者であるXに対し、その工事費用3,575,880円全額の負担を命ずる旨の費用負担命令を発するとともに、納入通知書を発出した。

2 判断

(1) 請求事項1について

ア 請求人は、本件工事は本来原因者が施行するべきもので、県が工事を施行し本件支出をしたことは違法であると主張する。

しかし、本件工事を県が施行したことに違法性はない。

道路法は、道路を損傷した行為等により必要を生じた道路に関する工事について、当該行為者に施行させることを義務付けておらず、復旧工事を原因者に行わせても道路管理上支障のないとき、原因者が早期確実に復旧する見込みのあるときには原因者に行わせることができると解されている（同法第22条第1項）。

本件工事は、原因者であるXに復旧工事を行わせた場合、安全かつ適正な道路の復旧が担保できない等と判断して県が施行したものである。

イ また、請求人は、工事内容に水道パイプ工事等の不必要なものが含まれていることから、本件支出は違法であるとも主張する。

しかし、水道パイプ工事等に係る請求人の主張は、本件支出の違法原因とならない。

前記1(3)イのとおり、本件工事に係る費用として、請求人が主張する水道パイプ工事等に係る費用が支出された事実は認められない。本件支出の内訳に請求人が主張する水道パイプ工事等に係る費用が存在していない以上、請求人の当該主張は、財務会計行為としての本件支出の違法原因となり得ない。

前記1(3)アのとおり、本件工事の内容は現場の状況を考慮して決定されたものであり、これを受けて、本件支出は前記1(3)アの本件工事の内容に対し所要の経費が支出されたものと認められる。

(2) 請求事項2について

ア 請求人は、本件工事が緊急を要するため県が施行しなければならないものであったとしても、原因者に対して所要の工事費を請求しないのは違法である旨主張する。

しかし、次のことから、請求事項2に係る本件請求は、請求の利益が失われている。

(7) 道路法は、道路管理者は、道路を損傷した行為等により必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、当該行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させる旨定めている（同法第58条第1項）。

阪神北県民局長は、請求書提出時点では本件工事に係る費用を原因者であるXに負担させていなかったものの、平成29年6月16日、本件工事の費用3,575,880円全額をXに負担させる旨の費用負担命令及びこれに係る納入通知書を発出した。

(4) (ア)の費用負担命令に係る債権について、平成29年6月16日前において阪神北県民局長が負担を命じ徴収しなかったことにより、時効消滅その他の理由によりその回収が法律上又は事実上不可能となったとの事情は見受けられないから、当該怠る事実に起因する損害発生のおそれもお認められない。

イ なお、請求人は、平成29年5月19日に提出した書面（別記2の1）において、宝塚土木は本件工事が平成28年3月26日で完了したとしているが、実際には同年5月第1週頃まで行われており、工期が長くなれば工事費用は余計にかかることから、原因者が負担すべき工事費用に影響を及ぼすとも主張する。

しかし、本件工事が同年3月27日以後も行われていたと認めるに足りる証拠はなく、また、前記1(3)イの3,575,880円以外に本件工事に係る費用の支出があるとは認められない（請求人からも、これ以外に該当の支出がある旨の疎明はない。）ことから、同額のほか、原因者に負担を求めべき費用が存在するとは認められない。

(3) 請求人のその他の主張について

請求人は、平成29年5月19日に提出した書面（別記2の1）及び請求人の陳述において、宝塚土木の職員らによる次の行為ないし不作為が存在する旨主張している。

しかし、これらはいずれも、請求事項1に関しても請求事項2に関しても、対象となる財務会計行為とは別個の行為ないし不作為であって、その違法原因となるものでもない。また、それ自体は財務会計行為ではなく、住民監査請求の対象とならない。

ア 請求人が宝塚土木に対して行った通報等について実態を十分に調査せず、公文書として記録していないこと。また、記録されたものについても、日付が改ざんされているものがあること。

イ 請求人の情報公開請求に対し、存在するはずの書類を公開しないこと。

ウ Xによる道路区域（国有地）内の国道法面の掘削行為を黙認していたこと。

エ Xによる道路区域（国有地）の不法占用を容認ないし黙認し、排除しないこと。

以上のとおり、請求事項1及び請求事項2について県が被った損害を補填するために必要な措置を求め、とする本件請求のうち、請求事項1に係る部分は理由がないものと、請求事項2に係る部分は請求の利益が失われているものと判断する。

別記1

- 1 応対記録票
- 2 建設工事請負契約書及び工事請負変更契約書
- 3 起工伺兼工事設計書
- 4 県単独事業平成27年度道路橋梁維持修繕事業工事設計書

- 5 図面（現場付近）
- 6 写真（現場の状況等）
- 7 道路管理パトロール日誌

別記2

- 1 表紙に「追加資料です、52枚あります。」と記載された書面（請求人が情報公開請求等により入手した写真、図面、記録等及びこれらに関する請求人の見解、主張を記載した書面）[平成29年5月19日提出]
- 2 請求人の陳述に当たっての補助資料(請求人の陳述内容の一部を記載した書面)[平成29年6月19日提出]